

平成 25 年度

省エネ型ロジスティクス等推進事業
費補助金

(省エネ型陸上輸送実証事業(省エ
ネ型トラック運送に係る革新的省エ
ネ機器の実証事業))

公募要領

平成 25 年 10 月

パシフィックコンサルタンツ株式会社

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

当社の補助金については、経済産業省が定めた省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネ型陸上輸送実証事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められるものであり、当然ながら、当社としましても補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。従って、当社の補助金に対し交付の申請をされる方、及び、申請後に採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の事項について充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が当社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 当社から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該資産の処分制限期間(法定耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとする時は、事前に処分内容等について当社の承認を受けなければなりません。なお、当社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当社として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、当社から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

目次

I. 事業の内容	5
1. 事業の概要	6
2. 公募予算額	6
3. 補助対象事業	6
4. 補助対象事業者	6
5. 補助対象事業の要件	6
6. 補助対象となる費用	7
7. 補助対象費用の範囲	8
8. 補助率及び補助金限度額	9
9. 事業期間	9
1) 事業開始日	9
2) 補助対象事業者の事業完了日	9
10. アイドリングストップデータの報告	9
II. 事業の実施	11
1. スケジュール	12
2. 公募	13
1) 事業の公募について	13
2) 公募期間について	13
3) 交付申請について	13
4) その他	13
3. 審査及び交付決定	14
1) 審査について	14
2) 交付決定について	14
4. 補助事業の開始～完了	14
1) 補助事業の開始について	14
2) 補助事業の計画変更等について	14
3) 中間検査等	14
4) 補助事業の完了について	14
5. 実績報告～補助金の支払い	15
1) 実績報告及び補助金額の確定について	15
2) 補助金の支払いについて	15
6. 取得データ報告について	15
7. 『補助金の支払い』以降	16
1) 財産等の管理について	16
2) 補助金の返還、取消、罰則等について	16
8. 事業実施スキーム	16
III. 申請方法	17

1. 申請方法.....	18
1) 公募要領の内容確認	18
2) 申請書作成	18
3) 書類の郵送	18
2. 提出書類一覧.....	19
3. 書類提出と締切	20
IV. 申請書類の様式・入力例	21
1. 補助金交付申請書等様式・記載例.....	22
1) 申請書等様式例について	22
2) 申請書等に記載例として記載されている記述について.....	22
3) 申請書等への記載について	22
2. 交付申請書(様式第1)	23
3. 交付申請書(様式第1)一別紙	24
4. 補助事業の実施計画(申請者情報).....	25

I. 事業の内容

1. 事業の概要

本事業は、事業用トラック(いわゆる営業用トラック)及び自家用トラックに係る事業者が行う革新的省エネ機器の実証事業に必要な経費を支援し、実燃費改善を図ることにより、トラック輸送の省エネ化の取り組みを促進するものである。

なお、提出されたデータについてはパシフィックコンサルタンツ株式会社(以下、「PKK」という。)により国へ報告し、今後の省エネルギー政策等に利用される。

2. 公募予算額

約7,000万円(事業用トラック:約6,300万円、自家用トラック:約700万円)

※ただし、応募状況に応じてそれぞれの予算額は変更する可能性がある。

3. 補助対象事業

本補助事業の補助対象事業は、事業用トラック及び自家用トラックに係る事業者が「太陽光発電アイドリングストップ機器」又は「外部給電式冷凍・冷蔵システム機器」を導入する事業とする。(具体的な要件については、「4. 補助対象事業者」以降を確認すること。)

4. 補助対象事業者

以下ア～ウに該当する者を対象とする。

- ア 事業用トラック事業者(貨物自動車運送事業者及び第二種貨物利用運送事業者)
- イ 自家用トラック事業者
- ウ リース事業者※

※ア又はイに該当するものに補助対象となる機器をリースする者に限る。この場合において、ア又はイに該当するものと共同で申請すること。

- 申請者は経済産業省からの補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

5. 補助対象事業の要件

以下の性能を有する「太陽光発電アイドリングストップ機器」又は「外部給電式冷凍・冷蔵システム機器」を導入すること。

- 太陽光発電アイドリングストップ機器・・・太陽光パネル、蓄電池及びアイドリングストップ冷房機から構成され、荷台に取り付けた太陽光パネルにより発電し、蓄電池に蓄電した電力でアイドリングストップ冷房機を稼働させるものであって、

太陽電池の最大出力が 450Wp 以上、かつバッテリーの容量が 140Ah 以上であるもの

● 外部給電式冷凍・冷蔵システム機器・・・①、②のいずれかに該当する機器

①外部給電システム、リチウムイオンバッテリー及び冷凍機によって構成され、外部給電により蓄電した電力で冷凍機を稼働させるものであって、リチウムイオンバッテリーの容量が 12kWh 以上であるもの

②回生ブレーキシステム、専用バッテリー及び冷凍機によって構成され、減速時に発生する回生エネルギーを蓄電し、その電力を冷凍機に供給するものであって、モーターの最高出力が 36.0kW 以上、かつ専用バッテリーの容量が 6.5Ah 以上であるもの

6. 補助対象となる費用

次の(A)、(B)、(C)に該当するものとする。(詳細については、「7. 補助対象費用の範囲」を確認のこと。)

(A) 設計費

➤ 補助事業の実施に必要な機械装置の設計に要する経費(ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(B) 設備費

➤ 補助事業の実施に必要な機械装置の購入及び据付に要する経費(ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(C) 工事費

➤ 補助事業の実施に必要な機械装置の工事に要する経費(ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。)

※補助事業に係る調達を、補助対象事業者の関係会社、100%同一の資本に属するグループ企業等から実施する場合は、関係会社、グループ企業等の利益に相当する額は補助対象経費に含まない。

※補助対象事業者が設備費等を支払う際に発生する銀行等への振込み手数料は、補助対象事業者負担とする。

7. 補助対象費用の範囲

設計費、設備費、工事費の補助対象範囲は以下のとおりとする。

区分	項目	対象範囲	
設計費		「太陽光発電アイドリングストップ機器」又は「外部給電式冷凍・冷蔵システム機器」に係る設計費	
設備費	太陽光発電アイドリングストップ機器	太陽電池	トラックの荷台に設置するものに限る
		太陽電池固定レール	トラックの荷台と、荷台に設置する太陽電池を固定するものに限る
		バッテリー	容量増強用として標準に装備されているものを入れ替えるもの及び増設するものに限る
		冷房機(室内機及び室外機)	エンジンを停止させても、稼働できるものに限る(冷房機に係る配管を含む)
		変圧コンバーター	冷房機に繋げるものに限る
		アダプタ	冷房機(室内機)を車内に設置するためのもの及び冷房機(室外機)を車外に設置するためのものに限る
		接続回路Box	太陽電池とバッテリーを繋ぐもので、バッテリーへの充電をコントロールするためのものに限る
		配線	太陽電池～接続回路Box～バッテリー間、冷房機室外機～冷房機室内機～バッテリー間のものに限る
	①外部給電式冷凍・冷蔵システム機器(100%電気式)	バッテリー	リチウムイオンバッテリーに限る
		電力制御装置	バッテリーに蓄電した電力を制御する装置に限る
		格納庫	バッテリーと電力制御装置をあわせて格納できるものに限る
		電動冷凍機	バッテリーからの電力で稼働するものに限る
		配線	電動冷凍機とバッテリーを繋ぐものに限る
		冷凍機コントロールパネル	バッテリーの充電量が確認できるものに限る
		電源Box及び充電ケーブル	外部給電設備からバッテリーに給電するために必要なものに限る
	②外部給電式冷凍・冷蔵システム機器(HV式)	モーター	発電用のものに限る
		クラッチ	モーターとトランスミッションを繋ぐものに限る
		インバータ	モーターで発電した電力を変換し、バッテリーに蓄電するものに限る
		バッテリー	減速時に発生する回生エネルギーを蓄電するものに限る
		電動冷凍機	バッテリーからの電力で稼働するものに限る
		冷凍機コントロールパネル	バッテリーの充電量が確認できるものに限る
		充電Box及び充電ケーブル	外部給電設備からバッテリーに給電するために必要なものに限る
		配線	モーター～インバータ～バッテリー～電動冷凍機間のものに限る
工事費		設備の設置と一体不可分な工事に限る	

※補助対象機器を新車に装着する場合は、機器装着済車両の本体価格と、当該車両のベースとなった車両の本体価格との差額を補助対象経費とする。既存車に装着する場合は、機器の装着に要する経費を補助対象経費とする。

8. 補助率及び補助金限度額

- 補助対象経費の 1 / 2 以内

※ただし、応募状況により、公募予算額を超える場合等には、採択された場合でも申請された補助金額が減額される場合があることをあらかじめ了承すること。

9. 事業期間

1) 事業開始日

PCKKの交付決定日を事業開始日とする。

※発注は交付決定日以降に実施する必要がある。ただし、見積依頼については、公募開始後から交付決定前の実施も有効とする。

2) 補助対象事業者の事業完了日

事業に関わる全ての支払いが完了する日を事業完了日とする。

※申請時の事業完了日は厳守のこと。遅延の場合、補助対象とならない場合がある。なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにPCKKに連絡すること。

10. アイドリングストップデータの報告

- 平成25年度及び平成26年度について、アイドリングストップデータの報告(事業の成果報告)を提出すること。
- 提出するデータは対象車両毎に以下のとおりとする。

- ①車両情報(登録番号・車台番号・最大積載量)
- ②機器装着前後の燃費データ(走行距離、燃料使用量から算出)・省エネルギー量(原油換算値:機器装着前後の燃料使用量等から算出)・燃費改善率
- ③積載重量・積載率・輸送品目・運行形態
- ④機器装着後のアイドリングストップ回数
※機器装着前のアイドリングストップ回数についても可能な限り記載すること

- データ計測期間は以下のとおりとする。

①平成25年度:機器装着前:1ヶ月、機器装着後:1ヶ月

※既存車に機器を装着する場合、機器装着前の実燃費データについては、事業期間前のものであっても良い。

※新車に機器を装着する場合、機器装着前の実燃費データについては、当該新車の車両情報(自動車の種別、用途、自家用・事業用の別、車体の形状、燃料の種類)が同一であって、車両総重量の±1,000 kg以内の車両の1ヶ月分のデータとすること。

※機器装着前後の運行内容に大幅な変更がある場合は、その原因を分析し、変更内容を申告すること。

②平成26年度:四半期毎1週間分(計4週間分)の実燃費データを提出

※第1四半期は5月、第2四半期は8月、第3四半期は11月、第4四半期は2月において、1週間分の実燃費データの計測を行うこと。

- アイドリングデータの提出が行われなかった場合には、補助金の交付を行わない又は補助金の返還を求める場合があるので、留意すること。

II. 事業の実施

1. スケジュール

予定	申請者	PCKK
●公募期間 11/5～11/19	申請 (交付申請書等必要書類の提出)	
●審査・交付決定 申請受理後～11月下旬 ※申請件数・審査状況により、 変更となる場合があります。		申請内容の審査 (必要に応じて個別ヒアリング実施) ↓ 交付決定 (11月下旬を予定)
●事業開始 (交付決定後)	事業開始 (交付決定後) ↓ 業者選定及び発注 ↓ 事業実施	
●事業完了 (申請時の事業完了日)	事業完了 (原則、平成26年2月20日まで) ↓ 実績報告書の作成・提出 (締切:事業完了から30日以内または 平成26年3月10日のいずれか早い方)	
	事業取得データの報告 (平成25年度分:原則、平成26 年3月10日) ※ただし、提出できない場合は、後日 提出でも可 ↓ 精算払い請求	確定検査実施 (必要に応じて現地検査実施) ↓ 確定通知発行
●精算払い請求書 (～3月中旬) ●補助金の支払い (～3月末まで)		補助金の支払い
事業完了以降	アイドリングストップ データの報告 (平成26年度分:平 成27年3月10日ま で)	取得財産 の管理

2. 公募

1) 事業の公募について

- 最新の公募関連情報は、PCKKホームページ(<http://www.pacific.co.jp/>)に逐次掲載するため、あわせて確認すること。

2) 公募期間について

- 平成25年11月5日(火)～平成25年11月19日(火)(提出締切日の消印有効)

※応募資料は、郵送で送付すること。(持参は不可。)

- 申請は申し込み順(消印日)とし、補助申請の合計額が公募予算額に達した場合、公募期間内であっても公募は終了する。

3) 交付申請について

- 申請者はPCKKホームページより様式をダウンロードし、後掲の様式に従って作成した申請書類をPCKKに郵送する。
- 申請者は、「4.補助事業の開始～完了」以降記載の交付決定後の取り扱いを考慮し、事業実施の確実性、予算の有効利用の観点から、全体計画をよく吟味し申請すること。

⇒ 詳細は「3. 申請方法」を参照

4) その他

- 申請書提出後に代表者の変更、事業者住所の変更、申請者の変更等があった場合、申請者はPCKKに届出を行う必要がある。まずは変更内容についてPCKKに相談し、指定の様式を使用し速やかに提出すること。

3. 審査及び交付決定

1) 審査について

PCKKは、申請事業内容等について、以下の項目にしたがって審査(必要に応じて申請者へのヒアリングを実施)し、採択者を決定する。

- 補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- 補助事業に要する経費は、見積を参考として算定されているものであること。

2) 交付決定について

- 交付決定の結果については、交付規程に従って申請者に通知する。

4. 補助事業の開始～完了

1) 補助事業の開始について

- ① 補助対象事業者は、事業の実施にあたって、見積依頼を実施し、当該設備等を導入する発注先を決定すること。

※原則、複数社の競争・見積り等により決定すること。

※複数社の見積依頼については、公募開始後から交付決定前の実施も有効とする。

- ② 発注は交付決定日以降に実施すること。

2) 補助事業の計画変更等について

補助対象事業者は、事業の実施中に事業内容の変更の可能性が生じた場合は、あらかじめPCKKに報告し、その指示に従うものとする。また、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにPCKKに連絡すること。

3) 中間検査等

PCKKは、事業期間中に中間検査(現地検査を含む)を行うことがある。

4) 補助事業の完了について

- ① 補助対象事業者から販売会社に対する補助事業に係る全ての支払いは、申請書に記載した事業の期限までに完了とすること。
- ② 事業完了の期限は、原則として平成26年2月20日迄とする。

- ③支払い条件は、平成26年2月20日までに現金払い又は金融機関による振込とすること(割賦・手形などは不可)。

5. 実績報告～補助金の支払い

1) 実績報告及び補助金額の確定について

- ①補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は平成26年3月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書をPCKKに提出すること。
- ②補助金額の申請にあつては、関連会社からの調達分の売上高営業利益率相当分、商社の手数料、機器等の導入に際して発生した振込手数料等は含めないこと。
- ③PCKKは、補助事業実績報告書を受理した後、書類の審査及び必要に応じて現地検査を行い、実績報告書が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に速やかに通知する。

2) 補助金の支払いについて

- ①補助対象事業者は、補助金の額の確定後、精算払請求書をPCKKに提出すること。
- ②PCKKは、精算払請求書の受領後、補助対象事業者に補助金を交付すること。

6. 取得データ報告について

補助対象事業者は、事業の取得データの報告について、平成25年度分については原則、平成26年3月10日までに提出しなければならない。さらに平成26年度分については、原則、平成27年3月10日までに提出しなければならない。

提出に際しては、様式第7による補助事業実施状況報告書で提出すること。

7. 『補助金の支払い』以降

1) 財産等の管理について

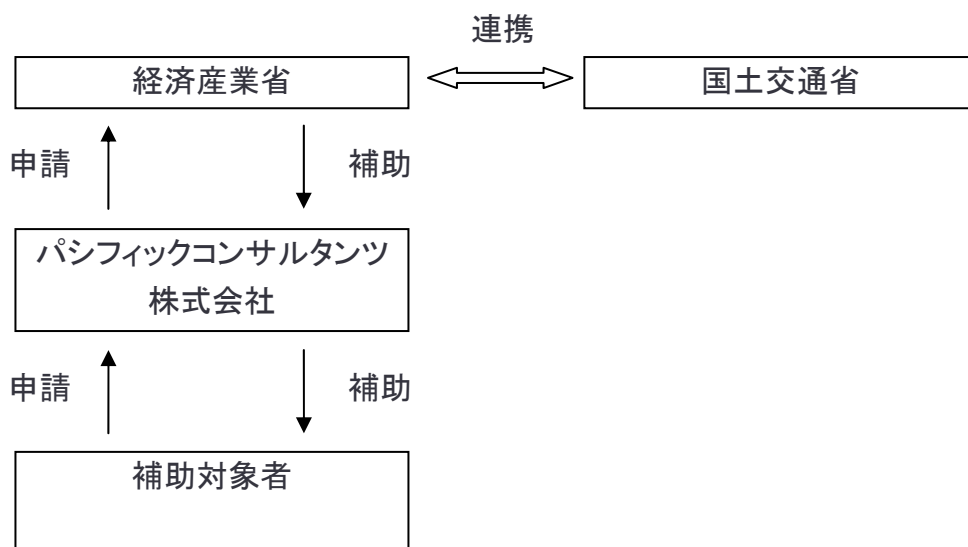
- ①補助事業の完了後においても補助対象事業者は、補助事業により取得した財産(以下、「取得財産等」という)について法定耐用年数の間、実施計画書に基づく省エネルギー事業を継続することを前提に、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- ②取得財産等を制限期間内に処分しようとするときは、予めPCKKの承認を受けなければならない。
- ③交付規定第21条第2項に規定する、取得財産等の処分を制限する期間は5年間とする。

2) 補助金の返還、取消、罰則等について

補助対象事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下、「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付。
- 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わない。
- 補助対象事業者等の名称及び不正の内容の公表。

8. 事業実施スキーム



III. 申請方法

1. 申請方法

1) 公募要領の内容確認

- 各種補足資料(PCKKホームページに掲載)も合わせて確認のこと。
- 書類不備の場合は、事業不採択となるので十分留意すること。

2) 申請書作成

- PCKKホームページ(<http://www.pacific.co.jp/>)より様式(ワード)をダウンロードし、実施事業の申請書を作成すること。
- 全く同じ記載内容であれば、自作のものでも構わない。ただし、申請の際に記載内容等に不備があった場合には、交付決定が行われないので、十分注意すること。
- 提出する申請書等は全て片面印刷とすること。

3) 書類の郵送

- 「2. 提出書類一覧」に則り、必要書類をPCKKに郵送すること。
- 必要書類をPCKKに郵送する際には、交付決定通知書送付用返信封筒(定型封筒(長形3号))には返信先を記入するとともに、80円切手を必ず貼付すること。
- 書類の左に十分な余白をとるようにすること。
- 補助対象事業者は、PCKKへ提出した書類を、全てコピーして保管しておくこと。

2. 提出書類一覧

No.	提出書類名称	部数	書類様式	備考
1	交付申請書(様式第1)	1	有	
2	交付申請書(別紙)	1	有	

※書類様式ありの種類については、PCKKのホームページより出力

■ 添付資料

No.	提出書類名称		提出書類 の区分	部 数	書類 様式	備考
			事業単位			
添付1	補助事業の 実施計画(申 請者情報)	申請者用	該当	1	有	
		共同申請者用	該当	1	有	
添付2	補助事業の実施計画(車両情 報)		全	1	有	
添付3	申請者が申請者以外の者と 共同で事業を行おうとする場 合は、当該事業に係る契約書 (案)の写し		該当	1	無	
添付4	補助対象事業要件に該当す る機器の資料(パンフレット 等)		全	1	無	パンフレットなど機 器の資料を必ず添 付。
添付5	機器の見積書		全	1	無	
添付6	該当車両の自動車検査証		該当	1	無	対象車両毎に添付 願います。

※(全):全事業者に対して提出が必要。(該当):該当する事業者に対して提出が必要。

3. 書類提出と締切

申請書類を印刷した後、申請書類一式を以下の締切までに郵送する。持ち込みは受け付けない。

≪ 提出締切 ≫ 平成25年11月19日(火)(提出締切日の消印有効)

※応募資料は、郵送で送付すること。(直接、持参は不可。)

※郵送宛先には略称「PCKK」は使用しないこと。

※申請書類は返却しないので、必ず写しを控えておくこと。

※提出先

〒163-6018

東京都新宿区西新宿6丁目8番地1号

パシフィックコンサルタンツ株式会社 省エネ型陸上輸送実証事業係

TEL: 03-5339-7411

※郵送時は、必ず「省エネ型トラック運送に係る革新的省エネ機器の実証事業交付申請書在中」を記入のこと。

IV. 申請書類の様式・入力例

1. 補助金交付申請書等様式・記載例

- 補助金交付申請書等(以下「申請書等」という。)への記載等にあたっては、次の事項に注意して記載のこと。

1) 申請書等様式例について

- 様式は補助金ホームページ(<http://www.pacific.co.jp/>)からダウンロード(ワード)ファイルを基に作成してもよい。
- 全く同じ記載内容であれば、自作のものでも構わない。ただし、申請の際に記載内容等に不備があった場合には、交付決定が行われないので、十分注意すること。
- 提出する申請書等は全て片面印刷とすること。

2) 申請書等に記載例として記載されている記述について

- 補助金交付申請等に当たって、申請書等の記載例に記載された赤字と枠を記載しないこと。

3) 申請書等への記載について

- 全て、黒色インクで記載すること。
- 申請書等の右上端に記載されている番号・年月日について
 - 番号には社内決裁番号を記入し、年月日には送付する日を必ず記入すること。なお、申請書等発送に当たり、社内決裁番号を付さない補助対象事業者については、番号の記載は要さない。
- 補助対象事業者(申請者)の住所、補助対象事業者名、代表者等について
 - 住所:補助対象事業者としての本社住所を記載すること。
 - 補助対象事業者名:略称ではなく、正式名称を記載すること。
 - 代表者等:役職名称及び氏名を含めて正確に記載すること。
 - 申請書等に押印する印は、登録されている印であること(代表者・実印)。
 - 申請書等への記載にあたっては、楷書を用い分かりやすい字で記載すること。
- 申請時の記入例を次ページに示す。なお、他の様式の記入例は今後ホームページで公開する。

2. 交付申請書（様式第1）

(様式第1)

社内決済番号を記載すること。
無い場合は省略

元号記載で送付する年月日を記載すること

番 号
平成25年11月●日

本社住所を正確に記載すること

代表者登録印の事

申請者 住所 東京都港区〇〇1-1-1
氏名 株式会社〇〇運送
代表取締役社長 山田 太郎 印

補助事業者の正式名称、代表者の正式役職名及び氏名を記載すること

平成25年度省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（省エネ型陸上輸送実証事業（省エネ型トラック運送に係る革新的省エネ機器の実証事業））補助金交付申請書

省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（省エネ型陸上輸送実証事業（省エネ型トラック運送に係る革新的省エネ機器の実証事業））交付規程第4条の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（省エネ型陸上輸送実証事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

補助事業者の名称を正確に記載すること

記

- 補助事業者の名称 〇〇運送省エネ型トラック運送に係る革新的省エネ機器の実証事業
- 補助事業者の実実施計画 記入例を参照のこと。
- 補助金交付申請額
 - (1) 補助事業に要する経費 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
 - (2) 補助対象経費 △, △△△, △△△円
- 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分 (別紙)
- 補助事業の開始及び完了予定日
 - (1) 開始年月日 平成25年11月28日
 - (2) 完了予定年月日 平成26年 2月20日

(注) 申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

- 申請者が申請者以外の者と共同して補助事業を行おうとする場合にあっては、当該事業に係る契約書の写し
- その他PCKKが指示する書面
- 交付決定通知書送付用返信封筒（定型封筒（長形3号）に返信先を記入、80円切手を貼付したもの）

申請に当たっては、添付書面の漏れが無いように

補助事業の完了予定日を記載すること
原則平成26年2月20日までとする

補助事業の交付決定日を記載すること
原則平成25年11月28日以降とする

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とし、縦位置とする。

※PCKKの省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（省エネ型陸上輸送実証事業（省エネ型トラック運送に係る革新的省エネ機器の実証事業））は、経済産業省が定めた省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（省エネ型陸上輸送実証事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金の省エネ型トラック運送に係る革新的省エネ機器の実証事業をしようとする方に交付するものです。

3. 交付申請書(様式第1)一別紙

(別紙)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

- 見積書に補助対象経費以外の経費が含まれている場合にはその金額を記載すること(消費税を含まず)
- 見積書の補助対象経費のみを記載すること(消費税を含まず)
- 補助対象経費×1/2(消費税を含まず)
(連帯事業の場合は÷2にする)
- 補助対象経費の額の合計の1/2ではない
- 補助金の交付申請額は1円未満切捨て。

(単位:円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率(参考値)	補助金交付申請額(参考値)
設計費	●●●●, ●●●●	▲▲▲, ▲▲▲	1/2以内	■●●, ■●●
設備費	●, ●●●●, ●●●●	▲▲▲, ▲▲▲	1/2以内	■●●, ■●●
工事費	●, ●●●●, ●●●●	▲, ▲▲▲, ▲▲▲	1/2以内	■●●, ■●●
合計	○, ○○○, ○○○	△, △△△, △△△		□□□, □□□

【本交付申請書に係る質問等連絡先及び担当者名】

担当部署及び役職	担当者名	電話、FAX及びE-MAIL
<ul style="list-style-type: none"> ● 申請内容等に関する問合せをする場合がありますので、必ず記入してください。 ● 報告内容を把握している方であれば、代表者でなくてもかまいません 		(電話) (FAX) (@)

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とし、縦位置とする。

4. 補助事業の実施計画（申請者情報）

補助事業の実施計画（申請者情報）

申請者情報				
申請者	会社(本社) の所在地	(〒123-4567) 東京都港区〇〇1-1-1		
	会社の名称	ふりがな かぶしきがいしゃ 〇〇うんそう 株式会社 〇〇運送		
	以下のイ～ホの該当する項目に○を付ける			
	<input checked="" type="radio"/>	イ 貨物自動車運送事業者(①一般貨物自動車運送事業者)		
	<input type="radio"/>	イ 貨物自動車運送事業者(②特定貨物自動車運送事業者)		
	<input type="radio"/>	イ 貨物自動車運送事業者(③貨物軽自動車運送事業者)		
	<input type="radio"/>	ロ 第二種貨物利用運送事業者		
	<input type="radio"/>	ハ イ、ロ以外のエネルギーの使用の合理化に関する法律第52条第1項に規定する貨物輸送事業者		
	<input type="radio"/>	ニ リース事業者		
			事業全体	申請者の導入台数
革新的省エネ機器を 導入する車両数	太陽光アイドリングストップ システム機器	3 台	2 台	
	外部給電式冷蔵・冷凍シス テム機器	1 台	0 台	

(注)

共同で申請する場合は、代表者が作成すること。

(備考) 用紙は、日本工業規格A 4とし、縦位置とする。

補助事業の実施計画(共同申請者情報)

		共同申請者番号	
共同申請者情報			
共同申請者	会社(本社)の所在地	(〒999-1111) 東京都××区〇〇町△番地	
	会社の名称	ふりがな △△うんそう かぶしきがいしゃ △△運送 株式会社	
	以下のイ～ホの該当する項目に○を付ける		
	<input type="checkbox"/>	イ 貨物自動車運送事業者(①一般貨物自動車運送事業者)	
	<input type="checkbox"/>	イ 貨物自動車運送事業者(②特定貨物自動車運送事業者)	
	<input type="checkbox"/>	イ 貨物自動車運送事業者(③貨物軽自動車運送事業者)	
	<input type="checkbox"/>	ロ 第二種貨物利用運送事業者	
	<input type="checkbox"/>	ハ イ、ロ以外のエネルギーの使用の合理化に関する法律第52条第1項に規定する貨物輸送事業者	
<input checked="" type="checkbox"/>	ニ リース事業者		
担当者	所属・役職	〇〇〇〇〇	氏名 鈴木 花子
	TEL	03-1111-2222	FAX 03-1111-3333
	Eメール	〇〇〇〇〇@〇〇〇.〇〇.〇〇	
	住所	(〒888-7777) 東京都△△区××町□番地	
革新的省エネ機器を導入する車両数 (当該共同申請者の車両)		太陽光アイドリングストップシステム機器	1台
		外部給電式冷蔵・冷凍システム機器	1台

(注)

共同申請者が複数の場合、共同申請者毎に作成すること。また、共同申請者毎に番号を付すこと。

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とし、縦位置とする。

補助事業の実施計画(車両情報)

導入する機器の名称	
-----------	--

車両情報			
登録番号		初度登録年月	
自動車の種別		用途	
車体形状		車名	
最大積載量	kg	車両総重量	kg
車体番号		型式	
燃料の種類			
所有者の氏名又は名称			
使用者の氏名又は名称			

機器装着前1ヶ月間の燃費データの計測期間(予定) ※データを有している場合は、提出予定のデータの計測期間を①に記載すること。 無い場合は、計測期間(予定)を②に記載すること。	①		~	
	②		~	

機器装着後1ヶ月間の燃費データの計測期間(予定)		~	
--------------------------	--	---	--

(注)

1. 機器を新車に装着する場合は装着予定の車両情報、既存車に装着する場合は当該車両情報を記載し、自動車検査証を添付すること

(備考)用紙は、日本工業規格A 4とし、縦位置とする。